行政手続条例適用

不利益処分の処分基準

処	分(各	風景づくり協定の認定の取り消し			
根拠例規及び条項			多治見市美しい風景づくり条例(平成13年条例第10号)第11 条第5項			
所 管	所管部課名		都市計画部 都市政策課			
	関係法令 び条項	令等及	・多治見市美しい風景づくり条例第 10 条 ・多治見市美しい風景づくり条例施行規則(平成 13 年規則第 50 号)第7条、10条			
処			美しい風景づくり条 き。	例第 11 条第 5 項	の規定に該当すると	
分						
基	基	準				
Æ						
準						
	設定年月	月日	平成13年4月1日	最終変更年月日	平成21年7月1日	
備		考				